

様

行橋市長

徴収業務移管決定通知書

あなたの下記債権の未納金につきましては、課より
納入のお願いをしてきましたが、いまだ完納に至っておりません。

これ以上納入を猶予することができませんので、本書面発送の日より、市民部
債権管理課へ徴収業務が移管されたことを通知いたします。

なお、今後につきましては、強制執行等の裁判手続きを前提とした未収債権の
管理回収事務を行って参りますことを併せて通知いたします。

本通知と行き違いで完納された場合はご容赦願います。

記

お問合せ先

行橋市役所 東棟 2 階

市民部 債権管理課 債権管理係

TEL 0930-25-1111 (内線 1281)